

○国立大学法人埼玉大学旅費規則

				〔平成24年3月26日〕 規則第32号	
改正	平成16.10.1	16規則171	平成17.1.1	16規則189	
	平成18.4.1	18規則64	平成18.4.1	18規則105	
	平成18.6.8	18規則113	平成18.6.8	18規則116	
	平成19.4.1	19規則34	平成20.1.24	19規則90	
	平成20.3.1	19規則97	平成20.4.1	20規則7	
	平成20.8.7	20規則87	平成20.12.26	20規則117	
	平成21.2.26	20規則128	平成22.3.29	22規則18	
	平成24.3.26	23規則32 (全部改正)			
	平成29.2.23	28規則69	令和3.4.22	3規則1	
	令和4.12.15	4規則38			

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）の業務のために本学の役員及び教職員（以下「教職員等」という。）並びに本学の依頼を受けた教職員等以外の者が行う旅行（以下「出張」という。）に要する旅費並びに教職員等（非常勤を除く。）の採用に伴う旅行（以下「赴任」という。）に要する旅費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(旅行命令等)

第2条 出張（赴任を含む。）は、学長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）による出張の命令、承認及び依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行うものとする。なお、旅行命令等の変更又は取消しの場合も同様とする。

2 出張（赴任を除く。）を行つた者は、出張完了後、旅行命令権者に対して別に定める方法により、報告をしなければならない。

3 旅行命令権者については、別に定める。

(旅費の支給)

第3条 教職員等及び教職員等以外の者が出張（赴任を含む。）した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

2 前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が旅行の開始前に旅行命令等の変更又は取消しになつた場合において、当該旅行のために既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた実費額又は実費相当額を支給することができる。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、交通諸費、宿泊料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とする。

2 鉄道賃、船賃及び航空賃は、それぞれの旅客運賃等により支給する。

3 車賃は、旅客運賃、路程に応じ1キロメートル当たりの定額、実費額又は実費

相当額により支給する。

- 4 交通諸費は、出張中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する。
- 5 宿泊料は、出張中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。
- 6 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。
- 7 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 8 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。
- 9 旅行雑費は、出張（赴任を含む。）に伴う諸経費について、実費額又は実費相当額により支給する。ただし、これにより難しい場合は、定額により支給することができる。
- 10 死亡手当は、教職員等が外国出張中（赴任を含む。）に死亡した場合に、当該教職員等の遺族に対し定額により支給する。

（旅費の計算の原則）

第5条 旅費は、原則として最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、これにより難しい場合は、実際に利用した経路及び方法により計算する。

- 2 旅費計算上の旅行日数は、業務のために現に要した日数による。

（旅費の請求及び精算）

第6条 旅費の支給を受けようとする者は、原則として出張（赴任を含む。）完了後、別に定める請求書に必要な資料を添えて請求しなければならない。ただし、旅行命令権者が必要と認める場合には、出張開始前に請求することができる。

- 2 前項ただし書により旅費の支給を受けた者は、出張完了後別に定める期間内に旅費の精算をしなければならない。

（旅費の調整）

第7条 学長は、当該旅行の性質上又は当該旅行における特別の事情により、この規則による旅費を支給することが適当でないと認める場合は、一部減額して支給することができる。

- 2 学長は、当該旅行の性質上又は当該旅行における特別の事情により、この規則による旅費により旅行することが困難であると認める場合は、これを増額して支給することができる。

（旅費の特例）

第8条 学長は、教職員等について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この規則による旅費の支給ができないとき、又はこの規則の定めにより支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費若しくは費用に満たないときは、

当該教職員等に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(実施規定)

第9条 この規則の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16.10.1 16規則171)

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成17.1.1 16規則189)

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成18.4.1 18規則64)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18.4.1 18規則105)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18.6.8 18規則116)

この規程は、平成18年6月8日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成18.6.8 18規則113)

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成19.4.1 19規則34)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の別表第2及び別表第3の規定の適用については、この規程の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

3 この規程による改正後の別表第3の規定の適用については、この規程の施行前における養護学校は、特別支援学校とみなす。

附 則 (平成20.1.24 19規則90)

この規程は、平成20年1月24日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則 (平成20.3.1 19規則97)

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成20.4.1 20規則7)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20.8.7 20規則87)

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則 (平成20.12.26 20規則117)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21. 2. 26 20規則128）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22. 3. 29 22規則18）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24. 3. 26 23規則32）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日前において、施行日以降にわたる旅行命令等を受けた者に支給する旅費については、なお従前の例による。

附 則（平成29. 2. 23 28規則69）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3. 4. 22 3規則1）

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令和4. 12. 15 4規則38）

1 この規則は、令和5年1月1日から施行する。

2 この規則による改正後の第4条第9項の規定は、施行日以後に開始する出張から適用する。